

四半期報告書

(第23期第3四半期)

I N E S T 株式会社

東京都豊島区東池袋一丁目13番6号

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年2月12日

【四半期会計期間】 第23期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)

【会社名】 I N E S T 株式会社

【英訳名】 INEST, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上村 陽介

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋一丁目13番6号

【電話番号】 03-6892-3864(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 片野 良太

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋一丁目13番6号

【電話番号】 03-6892-3864(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 片野 良太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第3四半期 連結累計期間	第23期 第3四半期 連結累計期間	第22期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年12月31日	自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上高 (百万円)	2,052	2,541	3,063
経常損失(△) (百万円)	△206	△402	△348
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△165	△403	△308
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△171	△403	△316
純資産額 (百万円)	903	854	757
総資産額 (百万円)	1,822	2,550	1,849
1株当たり四半期(当期)純損失(△) (円)	△3.23	△7.56	△5.96
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	49.4	33.5	40.9

回次	第22期 第3四半期 連結会計期間	第23期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2017年10月1日 至 2017年12月31日	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日
1株当たり四半期純損失(△) (円)	△2.79	△2.68

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第22期第3四半期連結累計期間、第22期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 第23期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社は、第1四半期連結会計期間において、飲食店等の事業者を対象に広告メディア等のソリューションサービスを代理店として提供することを開始いたしました。この結果、第1四半期連結会計期間より「広告ソリューション事業」を新たに報告セグメントに追加しております。

なお、詳細は「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

また、主要な関係会社については異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間(2018年4月1日～2018年12月31日)における我が国経済は、政府の経済対策や日銀の金融政策を背景とし、企業収益、雇用の改善がみられました。一方、為替の変動や米国の政治政策の動向等、海外経済の不確実性の高まりなどから、先行きについては不透明な状況が続いております。消費の基盤となる個人所得の水準については、小幅な改善に留まっており、景況感は足踏み状態となっております。

当社グループを取り巻く事業環境では、引き続きスマートフォン・タブレット端末の普及拡大がすすんでおりますが、大手通信会社のスマートフォンの買い替えサイクルが長期化したことなどによる新規販売の減少により、その伸長率は鈍化傾向となっております。また、情報通信事業者による新サービスの提供開始や、仮想移動体通信事業者(MVNO)の参入などの影響により、主要携帯通信キャリアが主導してきたビジネスモデルは、今後大きく変化していくことが予想されます。

このような事業環境のもと、当社グループは、引き続きシステム事業基盤の構築や、サービスの拡充を行いながら、顧客ニーズにお応えする総合的なソリューション提案を行える体制を構築してまいりました。

また、中長期に亘り業績を拡大するための新たな事業の柱として、第1四半期連結会計期間より飲食店等の事業者を対象に広告メディア等のソリューションサービスを代理店として提供することを開始いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は2,541百万円(前年同期比23.8%増)となり、営業損失408百万円(前年同期は営業損失190百万円)、経常損失402百万円(前年同期は経常損失206百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は403百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失165百万円)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、従来の「システム事業」と「直販事業」に加え、新たに広告メディア等のソリューションサービスを提供する「広告ソリューション事業」を展開していることから、これら3事業を報告セグメントしております。

① システム事業

システム事業セグメントは、店舗運営を行う法人事業者を対象に、スマートフォン・タブレット端末を利用したPOSシステムの販売、利用者の順番待ちのニーズが見込める旅行代理店や商業施設の店舗等をターゲットに、事業者に対して予約メディアなどのサービスを開発、販売しております。

当第3四半期連結累計期間においては、引き続きシステム事業基盤の構築や、サービスの拡充を行いながら、顧客満足度を向上させるべく、総合的なソリューション提案を行える体制を構築してまいりました。特に、予約システムなどのソリューションサービスの提供を行う体制を構築し、積極的に提案活動の展開を行い、収益力の向上を図ってまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は460百万円(前年同期比98.2%増)、セグメント損失は382百万円(前年同期はセグメント損失366百万円)となりました。

② 直販事業

直販事業セグメントは、主にスマートフォンを中心とした携帯電話端末や周辺機器・モバイルデータ通信端末の販売を行っております。

当第3四半期連結累計期間においては、大手通信会社のスマートフォンの買い替えサイクルが長期化したことや、スマートフォン普及が一巡したこと等による市場環境の変化により、販売促進費の増加、通信事業者からの販売手数料が減少傾向にあります。このような状況から、従来より取り組んできた事業規模に見合った人員配置、従業員一人当たりの生産性の向上や、サービス品質向上による差別化を図ることで、顧客満足度を高め、販売拡大に努めてまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は1,423百万円(前年同期比21.8%減)、セグメント利益は89百万円(前年同期比63.8%減)となりました。

③ 広告ソリューション事業

広告ソリューション事業は、飲食店等の事業者を対象に、顧客のニーズにあった広告メディア等のソリューションサービスを代理店として提供しております。

本サービスの開始により、既存顧客への新たなサービスの提供と、新規顧客の獲得による業績の拡大を見込んでおります。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は656百万円、セグメント利益は10百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度末	当第3四半期連結会計期間末	増減
総資産	1,849	2,550	700
負債	1,091	1,695	604
純資産	757	854	96

総資産は、主に現金及び預金の増加により、前連結会計年度末に比べて700百万円増加し2,550百万円となりました。

負債は、主に転換社債型新株予約権付社債の発行を行ったことにより、前連結会計年度末に比べて604百万円増加し1,695百万円となりました。

純資産は、第三者割当による新株式の発行を行ったこと及び親会社株主に帰属する四半期純損失403百万円を計上したことにより、前連結会計年度末に比べて96万円増加し854百万円となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

① 連結会社の状況

当第3四半期連結累計期間において、当社グループは新たなサービスの開始に伴い、広告ソリューション事業において100名増加しております。

なお、従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

② 提出会社の状況

当第3四半期累計期間において、当社は新たなサービスの開始に伴い、広告ソリューション事業において100名増加しております。

なお、従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	137,049,600
計	137,049,600

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	59,953,925	59,953,925	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	59,953,925	59,953,925	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2019年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、以下のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（2018年12月26日発行）	
決議年月日	2018年12月10日取締役会決議
新株予約権の数（個）※	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 6,756,756 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	74 (注) 2
新株予約権の行使期間※	2018年12月26日～2023年12月25日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 74 資本組入額 37 (注) 4
新株予約権の行使の条件※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額※	(注) 7
新株予約権付社債の残高（百万円）※	500

※ 新株予約権付社債の発行時（2018年12月26日）における内容を記載しております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使にかかる本社債の払込金額の総額を転換価額（ただし、(注) 2 の記載によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるこことし、行使する本新株予約権に係る本社債のうち、(注) 7 の記載に従い本新株予約権の行使に際して出資される部分以外の本社債（上記の切り捨てられる1株未満の端数に相当する本社債を意味する。以下「切捨償還額」という。）を、本新株予約権の行使の効力発生と同時に額面100円につき金100円の割合で償還するものとする。但し、円未満の金額は、これを1円に切り上げる。

2 転換価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、(注) 2 (2) 記載の事由が発生した場合又は発生する可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前転換価額}}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 転換価額を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降にこれを適用する。

② 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の株式無償割当てる場合

調整後転換価額は、株式分割の場合は株式分割に係る基準日の翌日以降、株式無償割当てる場合は株式無償割当てる効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社株式の無償割当てについて、当社株主に割当てる権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の条件で請求又は行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等の発行時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ (注) 2 (2) ①から③までの場合において、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注) 2 (2) ①から③までの記載にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。なお、次の算出により1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額})}{\text{調整後転換価額}} \times \frac{\text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}$$

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (5) その他の調整

(注) 2 (2) 記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日その他必要な事項を通知したうえ、その承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

- ② 資本金又は資本準備金若しくは利益準備金の額の減少により転換価額の調整を必要とするとき。

- ③ その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

3 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、2018年12月26日から本社債の償還期日の前日までの間、いつでも、本新株予約権を行使することができる。

4 本新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額（発行価額が調整された場合は調整後の価額）に0.5を乗じた額とし、その結果1円以下の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

5 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。また、本新株予約権付社債の社債権者は、本社債に付された本新株予約権の全部を同時に行使しなければならないものとする。

6 謙渡による新株予約権付社債の取得の制限

本新株予約権付社債の謙渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。なお、本新株予約権付社債を取得し又は買い付けた者は、その取得又は買い付けに係る本新株予約権付社債を一括して謙渡する場合以外は謙渡することはできないものとする。

7 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数の算定にあたり1株未満の端数を生じたときは、交付株式数に転換価額（ただし、(注)2の記載によって調整された場合は調整後の転換価額）を乗じて得られる額に相当する部分の本社債のみを本新株予約権の行使に際して出資するものとし、当該部分以外の本社債（切捨償還額）は(注)1の記載に従い償還するものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年12月26日 (注)	6,756,756	59,953,925	249	349	249	424

(注) 有償第三者割当 発行価格74円 資本組入額37円

割当先 SBIイノベーションファンド1号

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2018年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 53,194,500	531,945	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 2,569	—	—
発行済株式総数	53,197,169	—	—
総株主の議決権	—	531,945	—

② 【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) I N E S T 株式会社	東京都豊島区東池袋一丁目 13番6号	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2018年10月1日から2018年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あづさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,245	1,621
売掛金	281	321
商品	4	6
その他	84	104
貸倒引当金	△0	△1
流動資産合計	1,616	2,052
固定資産		
有形固定資産	26	17
無形固定資産		
ソフトウエア	39	88
その他	1	23
無形固定資産合計	41	111
投資その他の資産		
投資有価証券	25	233
その他	150	146
貸倒引当金	△10	△11
投資その他の資産合計	165	368
固定資産合計	233	498
資産合計	1,849	2,550

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	210	143
未払金	312	434
未払法人税等	20	3
前受金	485	544
賞与引当金	35	17
役員賞与引当金	0	0
その他	26	53
流動負債合計	1,091	1,195
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	—	500
固定負債合計	—	500
負債合計	1,091	1,695
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	349
資本剰余金	807	1,057
利益剰余金	△151	△554
自己株式	△0	△0
株主資本合計	756	853
非支配株主持分	0	0
純資産合計	757	854
負債純資産合計	1,849	2,550

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
売上高	2,052	2,541
売上原価	1,311	1,367
売上総利益	740	1,173
販売費及び一般管理費	931	1,581
営業損失（△）	△190	△408
営業外収益		
持分法による投資利益	—	7
償却債権取立益	—	1
その他	0	2
営業外収益合計	0	11
営業外費用		
株式交付費	2	1
持分法による投資損失	13	—
支払手数料	—	4
その他	0	0
営業外費用合計	15	5
経常損失（△）	△206	△402
特別利益		
子会社株式売却益	21	—
受取損害賠償金	106	—
特別利益合計	127	—
特別損失		
特別調査費用等	49	—
特別損失合計	49	—
税金等調整前四半期純損失（△）	△128	△402
法人税、住民税及び事業税	38	△1
法人税等調整額	4	2
法人税等合計	42	1
四半期純損失（△）	△171	△403
非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	△5	△0
親会社株主に帰属する四半期純損失（△）	△165	△403

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
四半期純損失(△)	△171	△403
四半期包括利益	△171	△403
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△165	△403
非支配株主に係る四半期包括利益	△5	△0

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
減価償却費	9百万円	19百万円
のれんの償却額	6百万円	一百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

株主資本の著しい変動

当社は、2017年7月20日付で、株式会社アルネット及び株式会社光通信から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が174百万円、資本準備金が174百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が274百万円、資本剰余金が932百万円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

株主資本の著しい変動

当社は、2018年12月26日付で、SBIイノベーションファンド1号から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が249百万円、資本準備金が249百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が349百万円、資本剰余金が1,057百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	システム事業	直販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	232	1,820	2,052	—	2,052
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	0	0	△0	—
計	232	1,820	2,052	△0	2,052
セグメント利益 又は損失 (△)	△366	247	△118	△72	△190

(注) 1 セグメント利益又は損失 (△) の調整額△72百万円は、各セグメントに配分していない全社費用△72百万円
であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	システム事業	直販事業	広告 ソリューション 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	460	1,423	656	2,541	—	2,541
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	460	1,423	656	2,541	—	2,541
セグメント利益 又は損失 (△)	△382	89	10	△282	△125	△408

(注) 1 セグメント利益又は損失 (△) の調整額△125百万円は、各セグメントに配分していない全社費用△125百万
円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、広告メディア等のソリューションサービスを代理店として提供することを開始し
たため、「広告ソリューション事業」を新たに追加しております。

以上の結果、第1四半期連結会計期間より、「システム事業」、「直販事業」、「広告ソリューション事業」の
3つを報告セグメントとしております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
1 株当たり四半期純損失 (△)	△3円23銭	△7円56銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	△165	△403
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失 (△) (百万円)	△165	△403
普通株式の期中平均株式数(株)	51,354,998	53,344,449
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	2018年12月10日開催の取締役 決議による第1回無担保転換 社債型新株予約権付社債 新株予約権の数 10個 (普通株式6,756,756株)

(注) 1 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失
であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するもの
の 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年2月12日

I N E S T 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川村英紀 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土屋光輝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているI N E S T 株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、I N E S T 株式会社及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。